

柏原市保育所設置認可等審議会概要図

1. 設置目的 児童福祉法の規定に基づく認可等をする際の諮問（意見聴取）機関として設置。
2. 主な審議事項
家庭的保育事業等及び保育所の設置の認可等についての諮問に対する意見表明（答申）
 - ①児童福祉法第34条の15第4項 家庭的保育事業等の認可（法定事務）
 - ②児童福祉法第35条第6項 保育所の設置認可（大阪府権限移譲分）
 - ③児童福祉法第46条第4項 児童福祉施設の事業停止命令（大阪府権限移譲分）
 - ④児童福祉法第59条第5項 認可外保育施設等の事業の停止又は閉鎖の命令（大阪府権限移譲分）
3. 委員の定員 5名以内
4. 任期 2年 平成27年10月1日から平成29年9月30日まで
5. 委員の報酬 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第13号）に定める額
日額10,000円
6. 委員の構成
 - ① 児童福祉又は社会福祉について識見を有する者
 - ② 民生・児童委員協議会の代表者
 - ③ その他市長が必要と認めるもの

